

金地金保護預りに関する規約

1. (目的)

- (1) 本規約は、当社が行う金地金の保護預りならびに、これに付随する金地金の引出、売却の手續等について定めたものです。
- (2) 本規約に定めのない事項につきましては、当社が別途定めるところによるものとします。

2. (保護預り)

本規約において「保護預り」とは、預け主が購入された金地金を、当社が当社所定の場所に善良なる管理者の注意義務をもって混蔵保管することをいいます。

3. (保護預りの範囲等)

- (1) 金地金の保護預りは、1回の取引で10,000円以上1,000円単位(数量指定も可、税込み)の金地金を当社から購入されると同時に保護預りの方法による保管を当社に委託したお客様(以下、「預け主」という)に対してのみお引き受けします。金地金の預り単位は0.00001グラムの単位とし、金地金の保護預り開始時は申込確認書、その後のお取引時は購入報告書を都度ご送付することにより、残高をお知らせします。
- (2) この保護預りは、当社営業日の当社所定の時間内(以下、「当社営業時間内」という)のみ取扱います。

4. (保護預り金地金の引出し)

- (1) 購入され保護預りによりお預りした金地金(以下、「保護預り金地金」という)の引出しは、当社営業時間内に、本規約による預け主本人と当社との間での電話取引および当社所定の申込書の提出によって成立します。
- (2) 引出すことのできる金地金の種類は、1kg、500g、100g、20g、10g、5gの金地金とし、ご希望の組合せにてお引出しします。但し、100g、20g、10g、5gのいずれかの金地金を引出す場合は、当社所定の金地金加工費をお支払いいただきます。尚、保護預り金地金数量が5g未満になった場合は、預け主からの売却の申し出があるまで、引き続き当社が預ります。
- (3) 当社は、当社費用負担にて預け主ご登録の住所まで金地金を送付しますが、当社発送は、(2)に定める金地金加工費を当社が受領した後となります。また、本お取引について、お引渡通知書を発送します。

5. (保護預り金地金の売却)

- (1) 保護預り金地金の売却は、当社営業時間内に、本規約による預け主本人と当社との間での電話取引によって成立します。
- (2) 売却価格は、当日の当社発表買取価格とし、取引成立後ご売却通知書を送付するとともに当社4営業日目途で預け主届出の金融機関(ゆうちょ銀行その他当社が別途指定する金融機関を除く)に代金を振込みます。

6. (残高の通知)

保護預り金地金の一部を引出し、売却した後の保護預り金地金数量の残高については、都度ご売却通知書に記載します。

7. (適用期間)

本規約は、保護預り金地金数量の残高がなくなるまで適用されます。

8. (保護預り手数料)

- (1) 金地金の保護預りには、当社所定の保護預り手数料を申し受けまします。保護預り手数料は、毎年3月31日現在で保護預り金地金を当社に寄託している場合で翌4月1日を迎えた時点で当該年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)の手数料が発生します。
- (2) 保護預り手数料は、保護預り金地金の残高数量が金地金の引出しによりなくなる場合には、振込みによる精算とし、残高数量が売却によりなくなる場合には、売却残高との数量相殺による精算とします。
- (3) 保護預り手数料は、経済情勢の変化その他の諸般の情勢により変更することがあります。変更後の保護預り手数料は、変更日以降最初に迎える4月1日から適用します。

9. (届出事項の変更等)

- (1) 氏名、住所、届出金融機関預金口座番号等の届出事項に変更があったときは、直ちに当社指定の書面にて当社に届出てください。この届出を当社が受領する前に預け主に損害が生じた場合は、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (本人確認)

- (1) 当社は、預け主との本件売買契約におけるお取引、付帯サービスの提供につき、預け主の会員番号、当社へ届出た住所、電話番号、生年月日、その他預け主がご本人であることを確認するために必要な情報(以下「本人確認情報」という)をお尋ねするとともに、預け主から住民票の写し、法人の登記事項証明書、その他本人確認に必要な書類(以下「本人確認書類」という)を提出していただきます。

- (2) 本人確認書類をご提出いただけない場合、その他預け主の本人確認ができないと当社が判断した場合、当社は、付帯サービスを含む本件売買契約におけるお取引の全てもしくは一部を停止することができるものとし、これにより生じた預け主の損害について当社は一切の責任を負わないものとします。また、前項の方法により本人確認をした上で、お申し込みに基づき金地金の売却や付帯サービスの提供、お取引を行った場合は、本人確認情報につき不正使用その他の事故の発生にかかわらず、当社は当該お取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた預け主の損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

11. (法定調書の提出)

当社は、法令に基づき、該当する預け主とのお取引について所轄の税務署へ支払調書を提出します。

12. (解除等)

- (1) 預け主が次の各号のいずれかに該当した場合、当社はいつでも本規約に基づく取引を解除し、併せて会員としての登録を抹消することができるものとし、
 - ①お申込時に虚偽の申告をしたとき。
 - ②本規約のいずれかに違反したとき。
 - ③預け主のご登録住所あてに郵便物をお送りしたにもかかわらず、郵便物が返戻される状態が1年間以上継続したとき。
 - ④前各号のほか当社が本規約に基づく取引を継続しがたいと判断する重大な事由が発生したとき。
- (2) 当社が前項により取引解除する場合、当社は預け主に対してその旨を通知します。ただし、当社が通常の連絡方法を用いても通知できない場合には、通常到着すべき日時をもって上記通知が完了したものとみなします。
- (3) 第1項により取引解除された場合には、当社は当社所定の日の当社発表買取価格にて保護預り金地金の全量を買取るものとし、売却代金のお支払については第5条第2項に準じます。

13. (譲渡、質入れの禁止)

本規約による保護預り金地金の返還請求権を譲渡または質入れすることはできません。

14. (不可抗力)

法律の制定・改廃、官公庁の処分、公的機関の措置、戦争・暴動、災害・事変等の不可抗力により、預け主との間に本規約に基づく取引を履行しがたい事由が発生した場合、または、当社の判断において、市場環境の変化、弊社事情等により本規約に基づく取引の継続が困難と判断される場合は、当社は本規約に基づく業務を中止し、または本規約に基づく業務を終了することができるものとし、この場合、以下の通り処理させていただきます。

- ①当社が本規約に基づく業務を中止したときは、当社は預け主に対してその旨を通知します。ただし、当社が通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到着すべき日時をもって上記の通知が到着したものとみなします。
なお、災害・事変等の不可抗力により当社が業務を中止せざるを得ないときは、当社貴金属のホームページ「SUMITOMO GOLD」(<http://www.sumitomo-gold.com/>)または当社ホームページ(<http://www.smm.co.jp/>)のいずれかに掲載いたします。
- ②当社からの通知が預け主に到着した後、10日以内に預け主より当社所定の手続きに従ってお申し出があった場合には、当社が業務を中止した日現在における保護預り金地金を、すみやかに引出または売却処理させていただきます。さらに残代金がある場合にはこれをお客様のお届け金融機関口座にお振り込みいたします。
- ③当社からの通知が預け主に到着した後20日を経過しても、預け主より何らのお申し出がない場合には、当社は当月末日の当社発表買取価格にて預け主の保護預り金地金の全量を買取らせていただき、当該売却代金を預け主のお届け金融機関口座にお振り込みいたします。

15. (供託)

- (1) 当社は、第4条の場合に、金地金を預け主に送付したにもかかわらず、相当期間を経過しても預け主のお引き取りがない場合は、預け主にあらためて通知することなく金地金を東京法務局に供託することができるものとし、また、これにより、当社の預け主に対する一切の責任は終了するものとします。この場合、保険料、送料等、金地金のお引き渡し業務に要した一切の費用は、預け主の負担となります。また、供託金には、利息は付きません。
- (2) 前項の場合、当社が実務上または費用上供託が困難と判断したときには、当社は供託する金地金を当社所定の日の当社発表買取価格にて買取り、かかる売却代金を供託することができるものとし、また、これにより、当社の預け主に対する一切の責任は終了するものとします。
- (3) 第4条、第5条、第12条、または第14条のいずれかにより、預け主が売却した金地金の代金について当社が弁済の提供をしたにもかかわらず、預け主のお受取がなく相当期間経過した場合は

当社は預け主への通知・催告をすることなく、かかる売却代金を供託することができるものとします。また、これにより、当社の預け主に対する一切の責任は終了するものとします。

16. (反社会的勢力との断絶)

当社は、反社会的勢力（暴力団、暴力団関連企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員等をいう）とは断固として対決し、一切関係を持ちません。預け主（法人の場合はその役員・従業員を含む）は、これら反社会的勢力に現在かつ将来にわたり該当しないこと、また、ご自身自らまたは第三者を利用して、これら反社会的勢力とかかわる行為を行わないことを確約していただきます。

17. (合意管轄)

本規約に関し、預け主と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を当該訴訟の専属的合意管轄裁判所とします。

18. (規約の変更)

- (1) 本規約の内容を変更する場合は、当社はあらかじめ変更内容および変更日を書面で預け主に通知するものとし、変更日以降は変更後の規約が適用されるものとします。ただし、当社が通常の方法を用いても通知できないときは、通常到着すべき日時をもって通知が到着したものとみなします。また、変更の内容については、あわせて当社貴金属のホームページ「SUMITOMO GOLD」(<http://www.sumitomo-gold.com/>) または当社ホームページ(<http://www.smm.co.jp/>) のいずれかに掲載いたします。
本規約は、2011年12月1日付で変更され、実施するものとします。
- (2) 事務手続きの短縮化、預け主への便宜あるいは事務的サービスの向上、または軽微な内容の規約の変更については、都度改定された新規約が適用されます。このような場合は、当社貴金属のホームページ「SUMITOMO GOLD」(<http://www.sumitomo-gold.com/>) または当社ホームページ(<http://www.smm.co.jp/>) に掲載して、都度ご連絡します。

以 上